

# お知らせ＜感染症＞

保護者様

若葉インターナショナル幼保園 瑞江園 園長

お子様が感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。  
ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。登園停止の期間については、以下の通りです。なお、医師により感染のおそれがないと認められた時はこの限りではありません。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後5日を過ぎ、かつ、解熱した後3日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳がでなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後5日をすぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
5	風しん(三日ばしか)	発しんが消えるまで
6	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
8	結核	感染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	発しん以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	その他の感染症( )	

※登園するときにお持ち下さい。

..... き り と り せ ん .....

## 証 明 書

園 長 殿

組 氏名

病名

令和 年 月 日から登園してもよいことを証明いたします。

令和 年 月 日 医師

# お知らせ＜感染症＞

保護者様

若葉インターナショナル幼保園 瑞江園 園長

お子様が感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。

ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。登園停止の期間については、以下の通りです。なお、医師により感染のおそれがないと認められた時はこの限りではありません。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後5日を過ぎ、かつ、解熱した後3日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳が出なくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後5日をすぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
5	風しん(三日ばしか)	発しんが消えるまで
6	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
8	結核	感染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	発しん以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	その他の感染症( )	

※登園するときにお持ち下さい。

..... き り と り せ ん .....

## 証 明 書

園 長 殿

組 氏名

病名

令和 年 月 日から登園してもよいことを証明いたします。

令和 年 月 日 医師